⑹ Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the open tender are who shall:

① observe Article 6 of the Administrative Instruction of the Contractual Rules of the West Nippon Expressway Company Limited,

② submit a copy of a tax payment certificate published within the past three months and formulated in either format of 3, 3—2 or 3—3 prescribed by Article 9 of the Enforcement Regulations of the National Tax Act,

⑺ Time-limit for tender: 4:00 P.M., 4 November 2009 (tenders submitted by mail 4:00 P.M., 2 November 2009)

⑻ Contact point for the notice: Masayuki Saigo Assistant Manager, Accounting Group, Financial Management Department, West Nippon Expressway Company Limited, 1—6—20 Dojima, Kita-ku, Osaka-shi, 530—0003 Japan. Tel 06—6344—9239

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成21年9月14日

支出負担行為担当官

国土交通省大臣官房官庁営繕部長

藤田　伊織

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　特許庁総合庁舎改修（09）機械設備その他工事

⑶　工事場所　東京都千代田区霞が関３－４－３

⑷　工事内容　本工事は次に掲げる暖冷房衛生設備工事を施工する。

建物用途　庁舎

構造・階数　ＳＲＣ造　地上16階　地下３階　塔屋１階

建物規模　延べ面積　86,818㎡

敷地面積　11,403㎡

工事種目　空気調和設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、ゴミ処理設備、建築工事、撤去工事

主な内容　・給排水衛生設備の更新工事

⑸　工期　平成24年３月15日まで。

⑹　使用する主要な資機材（別途設計図書等による。）

⑺　本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。

⑼　本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　本工事は、資料の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。

なお、電子入札システムにより難いものは、４⑴担当部局へ理由を付して願い出ての承諾を得た場合紙入札方式に代えることができる。

⑾　本工事は、ＩＳＯ9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　大臣官房官庁営繕部の平成21・22年度における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、大臣官房官庁営繕部長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　大臣官房官庁営繕部の平成21・22年度における暖冷房衛生設備工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が、1,100点以上であること（２⑵の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が1,100点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の㋐及び㋑の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請けとして施工した実績を有すること（当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局を含む。）、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋐　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

㋑　工事種目　45㎡以上の受水槽を有する施設の給水設備及び排水設備の更新又は新設した工事。ただし給水設備の更新にあっては揚水管を含み、受水槽本体は含まなくてよい。

なお、本競争の参加希望者が経常建設共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる㋐及び㋑の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成６年４月１日以降の工事で、申請及び資料の提出期限の日までに完成し、引渡しが済んでいる次の㋒及び㋓の基準を満たす暖冷房衛生設備工事を元請けとして施工した実績を有すること（当該実績が平成８年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部、地方整備局（旧地方建設局を含む。）、北海道開発局又は沖縄総合事務局の発注した工事（港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

㋒　建物用途　庁舎、事務所又は類似施設。なお、庁舎とは、国又は地方公共団体の施設で一般事務に供される施設のことをいい、類似施設とは、事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

㋓　工事種目　45㎡以上の受水槽を有する施設の給水設備及び排水設備の更新又は新設した工事。ただし給水設備の更新にあっては揚水管を含み、受水槽本体は含まなくてよい。

⑹　「工程管理に対する技術的所見」が適正であること。

⑺　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。（経常建設共同企業体にあっては構成員のうち１社が次の条件を満たす主任技術者又は監理技術者を配置すればよい。）

①　１級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者。なお、同等以上の資格を有する者とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体工学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体工学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術管理部門（選択科目を「流体機械」、「冷暖房及び冷凍機械」又は水道